

定 款

株式会社 タツミ

栃木県足利市南大町443番地

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、株式会社タツミと称し、英文では、TATSUMI Corporationと表示する。

第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車部品の製造及び販売
2. 自動車部品製造用機械設備、器具及び工具等の製造及び販売
3. 前各号に附帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を栃木県足利市に置く。

第4条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

第6条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第7条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第8条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

第9条 (基準日)

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項の他、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第10条 (株式取扱規程)

株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第11条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第12条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第13条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第14条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

第15条 (議決権の代理行使)

株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第16条 (取締役会の設置)

当会社は、取締役会を置く。

第17条 (取締役の員数)

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

第18条 (取締役の選任)

当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議において選任する。

2. 法令または本定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ補欠の監査等委員を選任することができる。

3. 前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

4. 補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

5. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第19条 (取締役の任期)

取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

第20条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長を1名選定し、また必要に応じ、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第 21 条 (顧問及び相談役)

取締役会の決議によって顧問及び相談役各若干名を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、当会社の業務に関し、取締役社長の諮問に応じるものとする。

第 22 条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

3. 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第 23 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この通知の期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

2. 当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項の議決に加わることができる取締役に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

第 25 条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 26 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

第 28 条 (取締役の責任免除)

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 29 条 (監査等委員会の設置)

当会社は監査等委員会を置く。

第 30 条 (監査等委員会)

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 31 条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 32 条 (監査等委員会の決議)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

2. 前項の決議について、特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

第 33 条 (監査等委員会規定)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

第 6 章 会計監査人

第 34 条 (会計監査人の設置)

当会社は、会計監査人を置く。

第35条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第36条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった場合は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第37条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

第7章 計 算

第38条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第39条 (剰余金の配当等)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

2. 当会社は、毎年3月31日及び9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下配当金という。）を行うことができる。

第40条 (配当金の除斥期間)

配当金が、支払開始の日から満3か年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 未払の配当金には、利息を付さないものとする。

附 則

第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第65回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第65回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。